

静岡市排水設備工事について

静岡市上下水道局 下水道部
下水道維持課（排水設備係）
下水道事務所（排水設備係）

目次

- 1 「静岡市排水設備工事技術指針」の一部改正について
- 2 計画確認申請書の指示事項等について
- 3 開始・完了届について
- 4 変更・竣工図面について
- 5 検査に関するお願いについて
- 6 無届工事について
- 7 取付管について
- 8 計画確認申請書の提出について
- 9 下水道台帳のHP閲覧について
- 10 雨水貯留浸透施設の設置の助成について

1 「静岡市排水設備工事技術指針」の一部改正について

(令和7年11月改正)

【主な改正点】

- ・ 「**静岡市下水道条例**」の改正（令和7年10月）に伴うもの

※具体的には、災害その他非常時において、他の自治体が指定した指定工事業者による給排水設備の工事を可能とする例外規定を設けた内容となっています。

- ・ **過年度における関係法令（水質汚濁防止法施行令等）の変更**に伴うもの

※具体的には、指針のVII「除害施設」に記載の関係法令等を最新版に変更しています。

2 計画確認申請書の指示事項等について

記入忘れや、本管情報の間違い、平面図と縦断図のすり合わせができていないなどの単純なミスが非常に多く見受けられます。

提出された申請書を審査すると、およそ半数が指示ありや訂正指示書付きになっています。

提出前に、申請書及び添付の審査図面を再度確認し、余裕をもった申請をお願いします。

令和7年度 給水装置工事主任技術者・排水設備指定工事店講習会

様式第1号 (第4条関係)		指定工事店番号	
計画確認	課(所)長	課長補佐	課長
	課(所)長	課長補佐	課長
完了確認	課(所)長	課長補佐	課長
	課(所)長	課長補佐	課長
計画確認日		令和 年 月 日	受付印
完了確認日		令和 年 月 日	
使用開始日		令和 年 月 日	
工事検査日		令和 年 月 日	
再検査日		令和 年 月 日	
清算・完了日		令和 年 月 日	
排水設備番号			
課			
号			
地理区	静岡・高松・城北・中島・長田・南部・北部		
処理方式	分流・合流 供用開始確認 1 済 2 特別許可 3 物件設置許可		
工事期間	【予定】	(着手) 令和 年 月 日 ~ (完了) 令和 年 月 日	
	【実施】	(着手) 令和 年 月 日 ~ (完了) 令和 年 月 日	

排水設備新設・増設・改築計画確認申請書

静岡市下水道条例第5条第1項の規程により、排水設備の計画の確認を受けたいので、次のとおり申請します。 令和 年 月 日 (宛先) 静岡市公営企業管理者 住所(所在地)	設置場所	静岡市
申請者氏名(名称及び代表者氏名)	建築種別及び用途	
電話	水洗区分	1 浄化槽 2 くみ取り 3 新規 4 既水洗
家屋所有者氏名(名称及び代表者氏名)	排水戸数	種 戸 世帯
土地所有者氏名(名称及び代表者氏名)	排水人口	人 排水面積 m ²
排水設備所有者氏名(名称及び代表者氏名)	水質	1 除害施設 2 特定施設
使用水	除害装置	1 油脂遮断 2 沈砂 3 その他
使用者氏名	工事内容	(家屋) 1 新築 2 増築 3 改築
装置・標識番号	取付管	1 既設利用 2 公費工事
使用者氏名	公共料	3 自費工事 4 既設閉栓
装置・標識番号	台帳番号()	工事番号()
装置・標識番号	融資工事	有(あっせん受付番号:)・無
装置・標識番号	補助金工事	有・無
装置・標識番号	検査合格日	令和 年 月 日
装置・標識番号	委任状	本申請に基づく下水道排水設備工事を、左記指定工事店に委任します。
装置・標識番号	氏名	
装置・標識番号	契約金額	変更金額

(注) 申請者等の氏名欄には、申請者等がそれぞれ署名し、又は捺印してください。ただし、申請者等が法人の場合は、捺印してください。

旧様式

様式第1号 (第4条関係)		指定工事店番号	
計画確認	課(所)長	課長補佐	課長
	課(所)長	課長補佐	課長
完了確認	課(所)長	課長補佐	課長
	課(所)長	課長補佐	課長
計画確認日		令和 年 月 日	受付印
完了確認日		令和 年 月 日	
使用開始日		令和 年 月 日	
工事検査日		令和 年 月 日	
再検査日		令和 年 月 日	
清算・完了日		令和 年 月 日	
排水設備番号			
課			
号			
地理区	静岡・高松・城北・中島・長田・南部・北部		
処理方式	分流・合流 供用開始確認 1 済 2 特別許可 3 物件設置許可		
工事期間	【予定】	(着手) 令和 年 月 日 ~ (完了) 令和 年 月 日	
	【実施】	(着手) 令和 年 月 日 ~ (完了) 令和 年 月 日	

排水設備新設・増設・改築計画確認申請書

静岡市下水道条例第5条第1項の規程により、排水設備の計画の確認を受けたいので、次のとおり申請します。 令和 年 月 日 (宛先) 静岡市公営企業管理者 住所(所在地)	設置場所	静岡市
申請者氏名(名称及び代表者氏名)	建築種別及び用途	
電話	水洗区分	1 浄化槽 2 くみ取り 3 新規 4 既水洗
家屋所有者氏名(名称及び代表者氏名)	排水戸数	種 戸 世帯
土地所有者氏名(名称及び代表者氏名)	排水人口	人 排水面積 m ²
排水設備所有者氏名(名称及び代表者氏名)	水質	1 除害施設 2 特定施設
使用水	除害装置	1 油脂遮断 2 沈砂 3 その他
使用者氏名	工事内容	(家屋) 1 新築 2 増築 3 改築
装置・標識番号	取付管	1 既設利用 2 公費工事
装置・標識番号	公共料	3 自費工事 4 既設閉栓
装置・標識番号	台帳番号()	工事番号()
装置・標識番号	融資工事	有(あっせん受付番号:)・無
装置・標識番号	補助金工事	有・無
装置・標識番号	検査合格日	令和 年 月 日
装置・標識番号	委任状	本申請に基づく下水道排水設備工事を、左記指定工事店に委任します。
装置・標識番号	氏名	
装置・標識番号	契約金額	変更金額

(注) 申請者等の氏名欄には、申請者等がそれぞれ署名し、又は捺印してください。ただし、申請者等が法人の場合は、捺印してください。

現様式

3 開始・完了届について

- ・ 開始届は使用開始日前に提出してください。
（3Fお客様サービス課（葵区、駿河区）、
水道事務所（清水区）確認後）
- ・ 完了届は、工事完了後、すみやかに提出し、完了検査を受けるようにしてください。
（完了届は工事完了から**5日**以内に提出）

静岡市下水道条例第6条、第8条より

※開始届のみ提出し、完了届・検査を行わないまま下水道を使用しているケースがあります。 **条例違反**になりますので、必ず完了届を提出してください。（完了届の提出予定日を報告してください。）

4-1 変更図面について

当初申請し、確認審査を受けたものに対して、現場の工事の変更が発生する場合、事前に協議を行い、変更図面の提出をお願いします。

⇒工事内容について協議を行った際は、変更図面に協議を行った旨をご記入ください。

4-2 竣工図面について

- ・ 竣工図面の受理（確認）の際、手直し事項のうち、**柵深さの訂正**や接続柵の保護コンクリートの確認（施工写真）が多くを占めています。
作成時現状の**柵深さ、保護コンクリートの確認**をお願いします。
- ・ 車両駐車等により検査の際に確認できない場合は、**事前に写真の提出もしくはスマホ等で撮影し、**検査時に確認できるようにお願いします。
- ・ 申請時に手直しした箇所を**再度確認し、必ず忘れないよう竣工図面には反映**させてください。
- ・ 竣工図面は電子化され**長期間保存される**ものです。
文字がつぶれないよう大きくしてください。

5 検査に関するお願いについて

- ・コン巻き等の写真に**工事看板（施主名、住所記載）**を入れてください。
なお、検査時に現況と一致している事を確認できる**画像を提示**できれば**看板は不要**です。
- ・検査後の**手直し、図面訂正等**は、検査後必ず**2週間以内に完了**してください。
なお、**期限内の手直し等が難しい**場合は、**別途検査員に報告**してください。
- ・申請者へ**検査日の連絡**及び**立入ることの了解**を必ず得てください。
なお、**立ち入りの際は、セキュリティ及び施錠箇所を解錠**するようにしてください。

※検査当日に責任技術者が不在であり、検査ができないケースがあります。

葵区・駿河区については、必ず**事前に市からの検査のメールを確認**し、立ち会うようお願い
します。また、清水区については、**完了届の提出時に検査日程を決めている**ため、当日忘れ
ずに検査に立ち会うようお願いします。

※なお、都合が悪い場合は、**市の担当者**と**日程調整**してください。

6 無届工事について

無届工事はいずれ必ず発覚します。
発覚した場合、

- ・申請者の無断使用（条例違反）
- ・指定工事店としての指定停止処分（最大6か月）になります。

令和7年度、静岡市指定工事店の1者が、排水設備計画確認申請書の提出を忘れ、**無届工事**を行ったため、4か月の**指定停止処分**を受けております。

7 取付管について

下水道台帳はあくまで参考です。
申請書を提出する前に必ず現地で取付管の確認
(有無・位置)をお願いします。

- ・道路のセットバックにより取付管が敷地境界まで引き込まれていないことがあります。



そのような場合、下水道維持課維持第2係と(清水区は下水道事務所維持係)取付管の延伸にかかる協議をしてください。なお、工期に余裕をもった申請をお願いします。

建物を解体する場合、取付管の敷地境界でのキャップ止めをお願いします。(清水区は公共汚水柵残置でキャップ)

なお、**清水区**では、公共汚水柵を撤去した場合、再設置は通常自費負担となりますので、十分注意してください。

8 計画確認申請書の提出について

飲食店の場合、新設は当然ですが、改装する場合でも排水設備工事の計画確認申請が必要な場合がありますので、事前に相談をお願いします。

(グリーストラップの能力の確認が必要となります。)

- ・ 浄化槽から切り替える場合、浄化槽の処理方法について、**廃棄物対策課と協議**してください。
(必ず浄化槽使用廃止届出書を提出すること)
- ・ 申請書を提出される前に、**特別許可**については下水道建設課(清水区は下水道事務所工事係)、**物件設置許可**については、下水道維持課管理係でご確認ください。
- ※ 「特別許可」「物件設置許可」の各々の許可の説明については、静岡市排水設備工事技術指針P125をご確認ください。

- 工事現場で掘削時に湧水等が出る可能性がある場合は、必ず計画確認申請書の受付前までに、下水道維持課排水設備係（清水区は下水道事務所排水設備係）で裏版を押してもらい、湧水は汚水系統としたうえで排水量の測定方法について、お客様サービス課と協議を行ってください。

対象：事前協議案件（敷地面積1,000㎡以上等）及び工場等の掘削に湧水等が出る可能性のある案件

9 下水道台帳のインターネット公開について

- ・ 令和7年10月より「下水道台帳」を「しずマップ」上で公開（閲覧）することとなりました。

※ 「しずマップ」・・・市民の安心安全とサービス向上を図るための
市民公開型地理情報システム

下水道台帳について相談がある場合は、各自印刷の上ご来庁ください。電話でのお問い合わせは間違いを避けるため、ご遠慮ください。

10 雨水貯留浸透施設の設置の助成について

静岡市は雨水貯留浸透施設の設置を助成します！！

対象区域 : 下水道全体計画区域（市街化区域と市街化調整区域の一部）

対象施設 : 住宅等の敷地に設置する貯留浸透施設

助成額 : 設置費の **3分の2** に相当する額（限度額あり：下記）

(限度額)

・雨水浸透ます	(A型)	57,000円/基
・雨水浸透ます	(B型)	28,000円/基
・雨水貯留タンク	(総量200リットル以上)	30,000円
・雨水貯留タンク	(総量400リットル以上)	60,000円
・不用浄化槽転用施設		100,000円/基

助成制度をご利用する際には、**設置購入前に**許可申請が必要です。

今年度の申請は既に締め切っています。来年度の申請受付は4月から開始予定となります。

現在の啓発チラシ（雨水貯留浸透施設等補助金）は、駿河総合高等学校の生徒が作成したものを使用しています。（令和6年11月～）



雨水を有効活用してみませんか？

雨水貯留タンクで
浸水被害を軽減

設置には
静岡市からの
補助金も

はじめよう。
浸水対策

上記タンク写真は参考例になります

詳しい情報は裏面へ→

静岡市上下水道局

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



雨水貯留タンクで水を再利用

設置費用の一部を市が補助!

雨水浸透ます

雨水貯留タンク

不用浄化槽転用施設

貯水した雨水は
・植物への水やり・トイレの洗浄水・災害時の貯水
などに使用できます!

補助額 設置費の3分の2に相当する額(限度額あり)
(限度額) *雨水貯留タンク 200ℓ以上 30,000円
400ℓ以上 60,000円
*浸透ます A型:57,000円, B型:28,000円
*不用浄化槽の転用 100,000円

対象 下水道全体計画区域内で土地又は建築物を使用等されている方
※購入・設置の際に特例市への申請が必要になります

お問い合わせ先
市区・駿河区に設置予定の方は
上下水道局 下水道部 下水道維持課 排水設備係
TEL: 054-270-9235 FAX: 054-270-9241
清水区に設置予定の方は
上下水道局 下水道部 下水道事務所 排水設備係(清水区)
TEL: 054-354-2744 FAX: 054-351-3416

詳細はこちら!!

QRコード

※https://www.city.shizuoka.lg.jp/c4487_001084.html

【最後に】

必要な書類の提出遅延や失念を防止するため、この資料を今一度しっかりと読んでいただき、**内容確認**をお願いします。

令和7年度 給水装置工事主任技術者・排水設備指定工事店講習会

ご清聴ありがとうございました。